

介護保険法施行規則第83条の5第4号に係る申告書

【申請者記入欄】太枠の中をご記入ください。

(宛先)名古屋市 区長

私は、食費・居住費にかかる負担限度額認定を申請するにあたり、以下の内容により介護保険法施行規則第八十三条の五第四号に定められている要件に該当することを申告します。なお、申告内容に偽りがある場合には、負担限度額認定が取り消されてもかまいません。

令和 年 月 日

申告者 住所

氏名

電話番号

世帯人員	人 (施設入所前の世帯の人員(申告者に係る世帯外の配偶者含む))
世帯合算の前年収入	円
世帯合算の預貯金等の額	円
不動産等資産関係	お住まいの家屋、土地以外の不動産および日常生活に供するもの以外の資産をお持ちですか。
長期譲渡所得・短期譲渡所得にかかる特別控除額(分離課税分)	なし あり

【区役所調査欄】

区役所職員にて調査

(1) 申請日における利用者負担段階	1・2・3①・3②・4	判定結果 第4段階の場合は要件該当
(2) 介護保険料の滞納の有無(被保険者本人)	有・無	要件該当 給付制限対象者の場合要件非該当

本人への聞き取りによる調査

(3) 入所直前に所属していた世帯の人員	人(本人及び本人に係る世帯外の配偶者含む) (入所前の住所地:)	二人以上要件該当 独居の場合要件非該当
(4) 入所直前の世帯の資産(不動産等)関係	居住する家屋以外の不動産および日常生活に供するもの以外の資産はない・ある 【確認資料】申し立て・固定資産台帳 その他()	要件該当 「ある」の場合要件非該当

(5) 世帯の収入および預貯金等の状況

氏名		前年収入金額: 収入種類	預貯金額	判定結果
本人	才	円(=ア+イ+ウ+エ) 【内訳】合計所得金額 ア 円 公的年金収入 イ 円 公的年金にかかる雑所得 ウ 円 長期譲渡所得・短期譲渡所得にかかる特別控除額(分離課税分)エ 円 【確認資料】年金証書・源泉徴収票・確定申告書の写し・その他()	カ ※有価証券・債権含む 【確認資料】預貯金通帳・申し立て その他()	円 A 世帯収入合算額 (才の合計) 円
2	同居・別居	才 円(=ア+イ+ウ+エ) 【内訳】合計所得金額 ア 円 公的年金収入 イ 円 公的年金にかかる雑所得 ウ 円 長期譲渡所得・短期譲渡所得にかかる特別控除額(分離課税分)エ 円 【確認資料】年金証書・源泉徴収票・確定申告書の写し・その他()	カ ※有価証券・債権含む 【確認資料】預貯金通帳・申し立て その他()	円 B 預貯金額の 世帯合算額 (カの合計) 円
3	同居・別居	才 円(=ア+イ+ウ+エ) 【内訳】合計所得金額 ア 円 公的年金収入 イ 円 公的年金にかかる雑所得 ウ 円 長期譲渡所得・短期譲渡所得にかかる特別控除額(分離課税分)エ 円 【確認資料】年金証書・源泉徴収票・確定申告書の写し・その他()	カ ※有価証券・債権含む 【確認資料】預貯金通帳・申し立て その他()	円 要件該当 450万円を超える場合要件非該当

(6) 減額段階の判定

入所施設の種類()	例: 介護福祉施設 I	入所する居室()	例: 多床室	
C 入所施設の食費見込み額	円(年額),	D 入所施設入所居室の居住費見込み額	円(年額),	
E 入所施設の施設サービス費にかかる自己負担額(1~3割負担分)	円(年額)		【確認資料】施設契約書、その他()	
計算式				判定結果
I 世帯収入(=A) - 食費(=C) - 居住費(=D) - 施設サービス費の自己負担額(=E)	>809,000 ≤800,000			非該当 減額対象、次のステップへ
II 世帯収入(=A) - 居住費第3段階②() - 食費(=C) - 施設サービス費の自己負担額(=E)	II>809,000≥III 又は III>II>809,000 III>809,000≥II 又は II>III>809,000			居住費のみ第3段階② 食費のみ第3段階②
III 世帯収入(=A) - 居住費(=D) - 食費第3段階②(496,400) - 施設サービス費の自己負担額(=E)	809,000≥II≥III 又は 809,000≥III≥II			食費・居住費とも第3段階②
II の額	III の額			

調査の結果、介護保険法施行規則第八十三条の五第四号に定められている要件に(該当する・該当しない)ことを報告します。

令和 年 月 日 担当